

おかやま労働安全 衛生センター

2024年 11月 8日 第29号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

10月10日世界メンタルヘルスデー

メンタル労災・全国一斉ほっとライン

～パワーハラ・セクハラ・カスハラ相談～

世界メンタルヘルスデー（10月10日）に合わせて全国労働安全衛生センター連絡会議は全国一斉ほっとラインを10月11日と12日に組み、岡山においても全国の一斉ほっとラインに合わせ、「ユニオンおかやま」と協力して、同日10時～18時の間で取りくんだ。

職場のハラスメント相談は後を絶っていない。「被害者が相談しても改善されなかった」「相談することもなく退職を余儀なくされた」といった相談が増えている。労災認定基準では心理的負荷評価表の「パワーハラスメントを受けた」という項目で、ハラスメントの6類型（人格否定発言、強い叱責、仲間はずれ、過大な要求、過小な要求、プライバシー侵害）、さらに性的指向などはトラブルとしてではなくハラスメントとして扱われる。



これによって、働けなくなった場合、労災として働けるようになるまで認められる。しかし労災認定に至るまでのハードルは高い。しんどい思いをしながら、生活のため休まないで必死で働く労働者が多くいる。そうした実態の中で、悩みを抱えている人に対して、少しでも役に立ちたいという思いから取り組んだ。

両日で18件の相談が寄せられ、日常的に相談するところがなく、多くの人が悩みを抱えていることを実感させられた。

【主な相談内容】

- 倉敷税務署に障害者枠で4年前に雇用された。3年前から能力評価がDで賃金も上がらない。組合に相談したが、無視された。
- 上司の部長、人事異動で部長が変わり、方針について納得できない。職員の無駄を省くとして、ロボットのような働き方をさせられる。数名がストレスで休んでいるが、問題にされない。人を侮辱している。
- 上司より、何故できないと書類をたたきつける。言い返すと仕返しが来る。誰にも相談していない。心療内科に行った、自殺まで考えたことがある。

【パワハラ防止法】

パワハラ防止法では、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、③労働者の就業環境が害される、3つの要素を全て満たすものをパワーハラスメントと定義している。

しかし私たちは、パワーハラスメントの定義を満たしていなくても、相談者に寄り添い取り組みを進めていく。

【主な経過】

- 9月25日 メンタルヘルス相談会 マスコミ訪問
労働局に要請文提出
- 9月30日 弁護士会議
- 10月 1日 建設アスベスト裁判第10回公判
- 10月 2日 第5回運営委員会
- 10月10日 相談者の関係で労基署へ
- 10月11日～12日 メンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとラインの開催
世界メンタルヘルスデー（10月10日）に合わせた取り組み
- 11月 3日～4日 全国労働安全衛生センター第35回総会が高知で開催
・「永遠の化学物質PFAS 労働者・住民への健康影響」と題した講演・学習会の開催
・新型コロナウイルス感染症ワクチン健康被害の労災補償（仮題）について報告
- 11月 6日 第6回運営委員会



震災石綿禍の発症本格化か？

阪神間の男性、労災認定6人目

1995年1月の阪神・淡路大震災の直後、瓦礫撤去などの業務に携わった阪神間在

住の男性（67）が、当時吸ったアスベスト（石綿）が原因で悪性胸膜中皮腫を発症したとして、神戸西労働基準監督署が労災認定していたことが7月21日、分かった。阪神・淡路の建物解体や復旧作業に携わった人で、労災や公務災害に認定された人は6人目。中皮腫の発症には石綿を吸い込んでから平均30～40年かかるとされ、被災地でこれから発症が本格化する恐れがある。専門家らは公的な対策の充実を訴える。

男性は尼崎市在住で、自宅は住宅街にあり、石綿を扱う工場はなかった。道路建設会社に就職し施行管理などを担ったが、業務で石綿の使用はなかったという。

神戸営業所長だった時に震災が発生し、直後は道路の瓦礫の撤去や運搬を請け負った。自らも現場に出向き、数カ月後から本格化した解体作業でも責任者として現場で指示を出した。

潜伏30年超、被害拡大の恐れ

特に倉庫内で壁材などを壊す際は粉塵が充満した。石綿が吹き付けられた建物があることも知っていたが、マスクをしないこともあった。男性は「体に良くないとは思っていたが、命の危険まであるとは当時知らなかった」と振り返る。

約27年後の2022年4月、喉の違和感や声のかすれがあり病院を受診。精密検査で「右悪性胸膜中皮腫」と診断された。同年9月に兵庫医科大で胸膜を切除する手術を受け、経過観察が続く。息が切れやすく、階段も休みながら出ないと上れないという。

労災認定は2023年10月に神戸西労基署は、1995年2月以降、瓦礫撤去や解体作業で石綿暴露が発症に繋がったとした。男性は「震災時の石綿が原因としか考えられなかった。被災地で同じように活動した人は多く、患者はもっといるのでは」と話す。

今年1月の能登半島地震でも民家やビルが倒壊。男性は「解体が進む中で、また同じことが繰り返されないか」と懸念する。兵庫労働安全センター（神戸市中央区）の西山和宏事務局長は「行政は災害時の石綿問題に真剣に向き合ってほしい」としている。

（7月22日 神戸新聞より）

アスベスト対策を考える

地球温暖化に伴い全国各地で台風、集中豪雨による水害が増えている。

2018年7月、西日本豪雨により倉敷市、総社市では洪水に見舞われた。浸水被害を受けた建物や瓦礫にはアスベスト含有建材が含まれていた。アスベスト（石綿）は発がん物質である。アスベスト粉塵を吸い込むと30年～40年の潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんなどの健康被害を発生させる恐れがある。

大規模な自然災害の被災地では、被災家屋等の片付け、解体・撤去に当たって自治体職員、被災住民や解体業者に対するアスベトリスクの周知、災害廃棄物の仮置き場におけるアスベスト含有建材の分別管理、飛散防止の徹底等が求められる。

地震・水害等被災地のアスベトリスク

- ・震災・水害等被災地では、広範囲に建物の倒壊等が発生すると、様々な形でアスベスト粉塵の発生がある。

- ・被災地では、天井裏などに隠れていた吹き付けアスベストなど、飛散性の高いものが露出する。これらの情報の共有が重要。
- ・被災地では、アスベスト含有成型板等が大量に破砕されて廃棄物が発生する。
- ・被災直後の復旧作業では、瓦礫撤去などの際に、ボランティア、撤去作業者が無防備でアスベスト粉塵暴露する。
- ・災害廃棄物仮置き場でアスベスト含有廃棄物の分別の際にアスベスト粉塵発生防止対策が重要。

災害発生前にできること

先ず情報の共有が必要である。具体的には、①自治体ごとの建物台帳整備。②建物ごとにアスベスト建材があるかを事前に把握。③できる限り、災害発生前に撤去を促すアスベストの基本情報の共有も櫃世亜である。①有害性・発がん性を知ること。②撤去の際にどのように扱うべきかを知ること。

訓練も必要である。①災害発生時に、どこに瓦礫を集めるか（仮置き場）確認。②分別をだれが行うか（町内会・行政）も確認。

災害発生直後に行うべきこと

①災害発生現場では、全ての住民が災害被害者で、実際の活動は限定される。②人命救助、避難所の運営、道路の開通作業などに行政は手を取られる。行政の職員も、被災者。③そんな中で、瓦礫（自然発生的な）仮置き場での大まかな分別。地元の町内会などボランティアによる分別指示（長野市の水害で実施）がされた。

瓦礫撤去の公費解体の時期に行うこと

①各地から集まる公費解体を行う業者に、アスベスト建材の事前把握を徹底させる。②公費解体を行う業者の防塵対策を徹底させる。③公費解体の現場を、応援自治体等が立ち入り、防塵対策の徹底を確認する。④瓦礫仮置き場のアスベスト建材の分別と、防塵対策（周囲の清掃状態や湿潤化など）を確認する。

県議会質問で行政の対策を問う

6月定例岡山県議会において、大塚県議会議員が質問に立ち、岡山県として災害時のアスベスト対策について問題提起し、行政として取り組むべき点について指摘した。

行政側は、『アスベスト問題については国の指導により取り組みを強めているが、開始して間がないこともあり、十分なものになっていないことは承知している。県民の皆様に、災害時のアスベスト問題について周知する為にパンフレット等も作成している。実効的でより良いものにしていくために努力していきたい』と答弁。

今後の行政の取り組みを注視しながら、同時に、私たちも新たに気付いた点があれば、行政に問題提起し、被害を最小限に抑えていく取り組みが必要であろう。

【当面する取り組み】

- 12月 4日 第7回運営委員会
- 12月 16日 労働局交渉

次回30号で、第35回全国総会報告と労働局交渉を報告します。